

令和6年度の公定価格の額について【1号認定(幼稚部)】

当施設(事業)における令和6年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費の額に係る法定代理受領について、下記のとおり報告いたします。

〈各月ごとの1人当たりの公定価格の額〉

(単位:円)

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	297,300	237,230	217,140
5月	294,690	234,620	214,530
6月	292,630	232,560	212,470
7月	292,630	232,560	212,470
8月	290,960	230,890	210,800
9月	290,230	230,160	210,070
10月	289,570	229,500	209,410
11月	289,570	229,500	209,410
12月	288,960	228,890	208,800
1月	288,960	228,890	208,800
2月	280,750	220,680	200,590
3月	289,910	229,840	209,750
合計	3,486,160	2,765,320	2,524,240

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。